

この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）  
(8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第6号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本県八代市高島町字築延4400番、4401番及び4380番37  
3,368.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県北九州市門司区浜町10番16号  
九産福岡株式会社

**熊本県公告第7号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市大島字松原37番1、同37番3、同37番4、同45番2、同45番3、同45番4、  
同45番5、同45番6、同45番7、同45番8、同45番9、同45番10、同45番11、同  
45番12、同45番13、同45番14、同45番15、同45番16、同45番17、同45番18、同  
45番19、同45番20、同45番21、同45番22、同字南下山1135番4、同1135番12及び  
同1135番13  
4,632.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
荒尾市荒尾125番地2  
有限会社築真建設

**熊本県公告第8号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成16年7月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス南高江店  
熊本県南高江町字与名1569-2ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成17年1月7日から平成17年2月6日まで

**熊本県公告第9号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第2項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同法第7条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 農地保有合理化法人の名称 上益城農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 上益城農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容  
(1) 事業実施区域に、御船町、甲佐町、嘉島町、益城町、矢部町を加える。  
(2) 「農地保有合理化事業規程例」（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官衣命通知）別添2）に即した事業規程の一部改正

**熊本県公告第 10 号**

松橋大野土地区画整理組合の解散については、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により平成 16 年 12 月 24 日付けで認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 11 号**

県営鹿本北部地区（黒蛭工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 12 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、新和町長富田善三郎から碓石下地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 13 号**

県営川辺地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 17 年 1 月 11 日から  
平成 17 年 2 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 14 号**

県営泗水高江地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 17 年 1 月 11 日から  
平成 17 年 2 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 泗水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 15 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 1 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	朝日	平成 11 年 8 月 5 日	平成 11 年 12 月 20 日	清和村
農業用道路	中島中央	平成 12 年 2 月 10 日	平成 12 年 3 月 17 日	矢部町
農業用道路	中島西	平成 13 年 2 月 23 日	平成 13 年 3 月 30 日	矢部町
農業用道路	中島	平成 10 年 12 月 24 日	平成 11 年 3 月 29 日	矢部町
農業用排水施設	矢部（田吉）	平成 12 年 6 月 1 日	平成 12 年 6 月 30 日	矢部町